

A D R 法に関する検討会報告書（抜粋）

平成 2 6 年 3 月 1 7 日

ウ 認証ADRによる和解の実効性を確保するための方策

認証ADRによる和解の実効性を確保するための方策については、現在においても各事業者において、仲裁合意の活用や公正証書又は簡易裁判所による即決和解に係る関係機関との協議等を含めた様々な工夫がされているところである。

これに加え、認証ADRにおいて成立した和解に執行力を付与することについては、主として利用者等の動機付けや便宜の観点等からこれを望む意見がある一方で、必要性を疑問視する意見や執行力の存在による利用者への萎縮効果などADRの機能を害するおそれがあるとの意見があるほか、執行力を付与するには和解の内容の適切性・妥当性を確保するための仕組みが必要不可欠であるなどの指摘もされている。これらの事情に鑑みれば、ADRによる和解への執行力の付与は、現時点では克服すべき課題が多いものといわざるを得ないが、他方で、事業者の選択及びこれに対する適切な規制による一部のADRのみに対する執行力の付与や裁判所の関与による和解の適切性の確認等により合理的な制度設計が可能ではないかとの見解もあることから、このような見解にも留意しつつ、今後も検討を続けるべき将来の課題とする。

- ・ 認証ADRによる和解の実効性を確保するための方策については、仲裁合意や公正証書、簡易裁判所の即決和解の利用等を含め、各ADR事業者において様々な工夫がされている。また、いわゆる業界型など、相手方が限定されたADRにおいては、そもそも不履行の問題はまず生じない、その他のADRであっても、履行されないことに関する不満が寄せられたことはないなどという実情も紹介されているところである。
- ・ これに加え、認証ADRにおいて成立した和解に執行力を付与することの是非については、ADR法制定時の検討会や国会審議等をはじめとする様々な議論がされているところである。この点、ADR手続において成立した和解の実効性確保や裁判に代替し得る制度にする等の理由からの積極意見がある一方で、自由な話合いの雰囲気が失われる、ADR和解が不適切に利用される危険性がある、即決和解、執行証書などの代替的手段の活用・改善により対応が可能であるとの理由からの消極意見も強いことから、中長期的な課題とされてきたところである。

当検討会においても、主として利用者等の動機付けや便宜の観点等のほか、認証ADRの信頼性を高めることにもつながるなどとする積極意見もみられたが、他方、法施行後の状況をみても、現状において切実なニーズがあるとは思われない、執行力の存在により、そもそも話合いのテーブル

に乗ってこない者がいることも想定されるなど、かえって利用者を萎縮させ、ＡＤＲの機能を阻害することとなる、執行力を付与するとすれば和解の内容の適切性・妥当性を確保するための仕組みが必要不可欠であるなどとする消極意見もみられ、これらの事情を総合すると、現時点において、執行力を付与することについては、克服すべき課題が多いものといわざるを得ない。

- もっとも、執行力の付与によりデメリットが生じるおそれがあるとしても、①これを受け入れつつなお執行力の付与を希望するか否かは事業者の選択に委ねられるべきである、②全てのＡＤＲを対象とするものではなくとも、適切な規制による一部のＡＤＲのみに対する執行力の付与や、裁判所の関与による和解の適切性の確認等による合理的な制度設計は可能であり、このような条件をクリアしつつ執行力の付与を希望する事業者が行ったＡＤＲにおける和解についてのみ、当該事業者の選択により執行力を付与するべきであるとの見解もあることから（なお、この点については、事業者間の選別が生じるおそれを懸念する意見があったほか、仮に執行力を認める場合は、利用者に対する十分な注意喚起が必要であるとの意見もあった。）、この点については、このような見解にも留意しつつ、今後も検討を続けるべき将来の課題とするのが相当である。